



有機農産物

- 果樹（多年生）は収穫前3年以上、野菜・米は播種又は定植前2年以上、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないほ場で生産された農産物を「有機農産物」といいます。
- 1年以上、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないほ場で生産された農産物を「転換期間中有機農産物」といいます。
- いずれも、国の登録認定機関による認定が必要です。
- 「有機JASマーク」が貼付されたものでなければ、「有機〇〇」等の名称の表示ができません。

県内の有機認定件数(平成16年3月末日現在)

- 生産行程管理者：25件



特別栽培農産物

- 化学肥料と化学合成農薬の双方を地域で一般的に使用されている量より50%以上減らして栽培された農産物を「特別栽培農産物」といいます。
- 本県においては、平成13年12月に認証制度を創設し、平成14年産の農産物から適用しています。
- 特別栽培農産物は、以下の登録認証機関の認証を受けると、「県の認証票」を付して販売することができます。
- 登録認証機関：4機関（JA全農福島県本部、福島県環境検査センター（株）、（株）アファス認証センター、特定非営利法人日本有機農業生産団体中央会）

県内の特別栽培農産物認証状況(平成16年3月末日現在)

- 品目別生産者数：744人
米：719人 トマト：24人 柿：1人
- 栽培面積：799.2ha
米：796.5ha トマト：2.5ha 柿：0.2ha



持続性の高い生産方式による農産物(エコ農産物)

- 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律を受け、堆肥を活用した土づくりと化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減(20%以下)を一体的に行う生産方式に関する「導入計画」を策定し、知事の認定を受けた農業者をエコファーマーと呼んでいます。
- エコファーマーが「導入計画」に基づき生産した農産物を「エコ農産物」と呼んでいます。
- 「エコ農産物」には全国環境保全型農業推進会議(事務局:JA全中)が作成した「エコファーマーマーク」を付して販売することができます。

県内のエコファーマー認定状況(平成16年3月末日現在)

- 延べ認定者数：1,319人
- 品目別延べ認定数：34種類1,739品目
穀類及びそば：145 野菜：1,209 果樹：379 花き：6



複合性フェロモン剤利用による農産物

- 複合性フェロモン剤を利用し、慣行栽培に比べ殺虫剤の使用回数を削減して栽培した農産物を福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会が承認したものです。
- 承認された農産物には、「環境保全宣言マーク」を付して販売することができます。
- 現在は、果実(モモ、リンゴ、ナシ)で実施しています。

承認状況(平成15年度実績)

- 複合性フェロモン剤設置面積:2,734.4ha
モモ：1,268ha リンゴ：669ha ナシ：798ha
- 表示実施数量:28,198t
モモ：12,158t リンゴ：4,984t ナシ：11,056t

人と環境にやさしい農産物における栽培方法の難しさとの環境への配慮のイメージ

